

令和3年度監査実施方針及び監査年間計画

1 監査実施方針

令和3年度の監査実施方針は、次のとおりとする。

(1) 国の動向

① 地方公共団体の監査制度に係る動向

第31次地方制度調査会答申を踏まえた地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、全ての地方公共団体の監査委員は、令和2年4月1日より自ら監査基準を定め、公表し、同基準に沿った監査等を実施している。

また、令和2年度中に全国都市監査委員会において「監査等の着眼点」「財政分析」及び「住民監査請求」の3項目の実務ガイドラインが策定された。

(2) 本市の状況

① 財政等の状況

令和元年度決算では、実質収支及び単年度収支が黒字決算、実質単年度収支も赤字幅が減少したほか、財政運営の硬直性の高まりを示す実質公債費比率も改善が見られ、堅実な財政運営が行われていることが伺える。

こうした中、令和3年度の財政見通しは、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の大幅な減収や人口減と合併算定替の特例終了などによる地方交付税の減少が予想され、一方で、新型コロナウイルス感染症対策に対応するための新たな財政負担とともに、災害復旧や情報基盤整備などの公共インフラ整備費などの増加が見込まれ、厳しいものとなっている。

今後は、依存財源の多くを占める普通交付税が、人口減少などにより減少することが予想され、ほかにも庁舎建設や公共施設等の整備に伴う公債費や扶助費等の増加も見込まれ、財政の弾力性を判断する経常収支比率や財政の硬直化を判断する実質公債費率の悪化が懸念されることから、適正な収入確保や業務効率化を図りながら、中長期的に安定的な財政運営に取り組む必要がある。

このような状況の下、迅速な災害復旧や着実な危機管理、地域の経済回復に取り組み、「総合振興計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図りながら、混乱を最小に抑えることを第一義として市政運営を行うこととしている。

② 内部統制の状況

内部統制体制の整備については、本市では現在のところ動きはない。各課等の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理、一般行政事

務の執行状況を見ると、課長等が財務事務執行等を総括することとされており、執行伺いや支出負担行為書、起案書などを決裁する行為により内部統制されていると考える。

一方、各課等には庶務担当者が配置され、年度当初に会計課・財政課・建設課による庶務担当者説明会が開催され、会計事務、財務事務、契約事務等の研修が行われている。これらの研修を受け事務の適正な執行の確保に努めており、既に一定の内部統制が存在すると思われる。

監査委員及び補佐する事務局は、これらのルールに即して業務が行われているか情報を収集し、内部統制の整備状況及び運用状況を検討することが必要であると考ええる。

③ 施政方針

令和3年度の施政方針では6つの重点施策を掲げている。1点目は「安全・安心なまちづくり」、2点目は「地域産業の振興」、3点目は「移住・定住の推進」、4点目は「地域教育の振興」、5点目は「文化芸術・スポーツの活性化」、6点目は「業務効率化と計画的な財産管理」である。これらは、監査等を実施する際の重点項目となると考える。

④ 議会の動向

一般会計予算決算委員会の審査報告では、子牛生産拡大推進事業の継続要望、民生委員のなり手不足に対する検討、住宅新築資金等貸付金の未収金回収要望などの意見が出されている。

また、水道事業決算審査では配水管布設工事概要、農業集落排水事業決算審査では公共ます設置工事概要、国民健康保険事業決算審査では保険給付費の減少と県への納付金増加、後期高齢者医療決算審査では受診率と収納率、介護保険事業決算審査では介護予防事業費の減少などについて質疑が行われている。

(3) 監査等の方向性及び重点項目

上記の国の動向や本市の状況等を踏まえ、監査等の方向性及び重点項目を次のとおり定める。

① 監査等の方向性

監査等の対象に係るリスクを識別し、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況及び内部統制の整備・運用状況をもとにリスクの内容及び程度を検討し、効果的な監査等を効率的に実施することを基本にその方向性を次のとおり定める。

ア 内部統制の整備・運用状況に対する監視の役割を意識しつつ、監査等を実施する。

- イ 監査等は、合規性、有効性、効率性、経済性、正確性等の観点から、違法又は不当の指摘にとどまらず、指導を意識して実施する。
- ウ 監査等において問題が発見された場合は、原因の究明に努めることとし、その原因の所在に応じ、制度そのものの見直しやチェック体制の改善などを求める。
- エ 伊佐市監査基準に基づき監査等を実施した結果、導き出される指摘、意見及び勧告等の監査報告等で是正や改善等を求めた事項は、措置が講じられるまでフォローアップを継続し、市長等に対して責任を持った対応を求める。
- オ 監査等の結果は、全庁に周知し自主的な改善を促すとともに、市民にわかりやすく情報提供を行う。

② 重点項目

以下の事案等について重点的に監査等を行うこととする。なお、必要に応じ、監査等の種類ごとに定める実施計画において、監査等に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、個別の重点項目を定める。

- ア 違法若しくは不当な事案又は改善を要する事案で、金額的影響度の高いものや公務への信頼性等の質的影響度が高いもの。
- イ 新規事業、予算が重点的に配分された事業、外部に委託された事業及び情報システム等の導入により事務手続が大きく変更となった事業。
- ウ 本市の過去の監査等で問題となった事案や他の公共団体で問題となった事案、マスメディアで報道されるなど市民の関心が高い事案。
- エ 監査報告等において是正や改善等を求めた事項で、措置が講じられないで放置されている事案。

◎内部統制体制とは・・・

* 地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制。

* 平成 29 年地方自治法改正により、都道府県及び指定都市において、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備が義務付けられたが、その他の市町村は努力義務とされている。

* 内部統制に関する方針を策定し内部統制体制を整備し運用した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査を受け、議会に提出せねばならない。

2 監査年間計画

令和3年度の監査年間計画は、次のとおりとする。

(1) 監査等の種類及び対象

令和3年度の監査等の種類並びに監査等の種類ごとの方針と対象は次のとおりとする。

① 定期監査

市が執行する財務に関する事務及び市が経営する事業の管理並びにその他の事務の執行について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

監査の対象は、議会事務局、市長部局（会計課を含む）、水道事業部局、行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会）の各課等が実施した事務事業とし、4月から7月、9月から翌年2月に分けて監査を実施する。

4月から7月に実施する課等は前年度の事務事業を、9月から翌年2月に実施する課等は現年度の事務事業を対象とする。

② 財政援助団体等監査

市が補助金等の財政的援助を与えている団体、資本金等を出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、また当該団体に対する財政的援助等に係る事務について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

監査の対象は、(1)①に掲げる部局等が令和2年度に行った財政的援助等のうち、実績等を勘案して団体を選定し、当該団体の財政的援助等に係る出納その他の事務及び当該団体に対する財政的援助等に係る事務を対象とする。

なお、必要がある場合は、他の年度に実施した事務も対象とする。

③ 一般・特別会計歳入歳出決算審査

市長から審査に付された令和2年度一般・特別会計歳入歳出決算、証書類及び政令で定める書類について、法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

④ 公営企業会計決算審査

市長から審査に付された令和2年度公営企業会計歳入歳出決算、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定める書類について、法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

⑤ 基金運用状況審査

市長から審査に付された令和2年度の定額の資金を運用するための基金の運用状況報告書の計数が正確で、条例等で規定する運用やその目的に沿って適正かつ効率的に行われているか審査する。

⑥ 健全化判断比率等審査

市長から審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

⑦ 例月現金出納検査

会計管理者並びに水道事業の管理者の権限を行う市長が管理する現金の出納事務について、毎月例日を定め、正確に行われているか検査する。

⑧ その他の監査

上記に掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求もしくは要求があった時又は監査委員が必要と認める時は、法令に基づく監査を実施する。

(2) 監査等の実施予定時期

各監査等の実施予定時期は、別紙（令和3年度 監査実施計画表）のとおりとする。

(3) 監査等の品質管理

① 方針

監査委員は、本計画に基づく監査等が、伊佐市監査基準、令和3年度監査実施方針及び監査年間計画、令和3年度監査実施計画に基づき適切に実施されているかを評価し管理する。

② 手続

令和4年3月の監査委員会会議において確認及び評価を行う。併せて令和4年度の実施方針及び年間計画の策定に係る検討を行う際、同時点までに実施した監査等を対象に中間的な確認及び評価を行うこととする。

(4) 監査等の実施体制

監査委員2人で監査等を実施し、事務局長以下職員2人が補助する。

令和3年度 監査実施計画表

監査委員事務局

実施月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
区分													
定期監査 (地方自治法第199条第4項)	監査委員事務局(下) 議事事務局(下)	総務課(下) 財政課(下) 企画政策課(下)	地域総務課(下) 税務課(下)	市民課 選管含む(下)	建設課(下) 農政課(下) 林務課(下)		伊佐PR課(下) 農業委員会事務局(下)	小学校(下) 中学校(下) 福祉課(下)	水道課(下) 長寿介護課(下) 土半期(中)	環境政策課(上) 学校給食センター(上) 会計課(上)	子ども課(上) 環境政策課(上)	社会教育課(中) 図書館含む(中) 学校教育課(中) 教委総務課(中)	スポーツ推進課(上)
	前年度分の実績を対象					現年度前月までの実績を対象(上、中旬実施の場合は前々月)							
補助団体等に対する監査 (地方自治法第199条第7項)					補助団体 指定管理者(中)								
例月出納検査 (地方自治法第235条の2第1項)	毎月20～25日 (伊佐市監査委員条例第6条第1項の規定による)												
決算審査 (地方自治法第233条第2項) (地方自治法第241条第5項) (財政健全化法第3条、第22条) (公企法第30条第2項)	水道事業会計 (6月上)		一般会計・特別会計 基金の運用状況 財政健全化判断比率 資金不足比率 (7月下)										
監査委員会議												監査委員会議	
【一部事務組合】 ・大口地方卸売市場管理組合 ・伊佐北始良火葬場管理組合 ・伊佐湧水消防組合 ・伊佐北始良環境管理組合				決算審査 出納検査 (未来館のみ) (7月上)		決算審査 出納検査 (未来館除く) (10月上)						定期監査 出納検査 (全組合) (2月中、3月中)	

※(上)、(中)、(下)は上旬、中旬、下旬を表す。